枚方市立氷室小学校
令和５年　４月３日

令和5年度　学校教育目標

中央教育審議会（中教審）では、令和3年に実施された総会において、「『令和の日本型教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられました。この答申の中には、「Society5.0」の到来や新型コロナウィルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」など、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力について具体的にまとめられています。

実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として示されているものが「個別最適な学び」と「協働的な学び」の二つです。

「個別最適な学び」を実現するためには、学習指導要領にも示されていますが、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により「個に応じた指導」の充実を図ることや、情報手段を活用するために必要な環境を整えることが必要であり、そのためには、ICT を活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の中で子どもたちに必要な力を育むことが重要です。

また、「協働的な学び」の実現についても、探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら取り組み、一人ひとりの良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出すことができます。

その為に教職員は子どもの「知」「徳」「体」を育てることが、教育の本質であることを常に考え、これからを生きる子ども達に何をどうやって学ばせる必要があるのかを考えながら、教材や資料、授業や行事のプロセスを構築していくことが重要です。

めまぐるしい社会変化の中、人としての強みを伸ばしながら教育の質を高めるツールとして先端技術の活用を推進し、人生や社会を見据えて学び合う場となることが学校に求められています。

本校でもこれらの使命を具現化するために、『個別最適な学びと協働的な学びを通した知・徳・体の育成』を学校教育目標とし、「笑顔あふれる学校」「学ぶ喜びのある学校」「信頼される学校」を学校経営方針に、笑顔と元気があふれ、夢を培い、「生きる力」を育む学校をめざし、以下のめざす学校像及びめざす子ども像並びに重点課題の達成に向けて、全教職員が一致協力のもと、全力で取り組んでいきます。

本校では日頃から校内研修や学年会の内容の充実を図るなどして、教職員の指導力を向上させ、子どもたちの確かな学力や体力、自立の力の育成を図っています。また、新型コロナウイルス対策、熱中症対策、事故防止対策などの健康安全はもちろん、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた継続的な取り組みや、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを教職員に周知徹底し、教職員自らの倫理観や規範意識を高め、子どもたちにとって安心安全な教育環境を構築し、保護者・地域から信頼される秩序ある学校づくりを進めていきます。

加えて、教職員が児童と向き合う時間を確保し、果たすべき役割を果たすことができるよう、「学校における働き方改革」を計画的に進めていきます。

氷室小学校の子どもたちが、たくましく未来を生きる力を獲得できるよう、教職員一同さらなる研究と実践を進めてまいります。

学校教育目標	個別最適な学びと協働的な学びを通した知・徳・体の育成
学校経営方針	「笑顔あふれる学校」「学ぶ喜びのある学校」「信頼される学校」 笑顔と元気があふれ、夢を培い、「生きる力」を育む学校
めざす学校像	(1) 子どもたちが安全で安心して生活し、学ぶことのできる清潔な学校 (2) 子どもたちの個性や人権が尊重され、あいさつと笑顔あふれる元気な学校 (3) 子どもたちが「確かな学力」を身につけることができる工夫にあふれた学校 (4) 全教職員が「TEAM HIMURO」として、学校教育の全てに携わる学校 (5) 地域の特性を学校教育に活かし、地域と歩む学校 (6) 保護者との連携を大切にし、協力・協働できる学校
めざす子ども像	(1) 学ぶことに意欲的・主体的・自律的に取り組める子 (2) 友だちなど周りの人を大切にできる思いやりのある子 (3) 自分の考えや思いを表現できると共に、ほかの人の意見も大切にできる子 (4) 自ら正しい判断を行い、行動に移せる健康でたくましい子
本年度の重点目標	(1) 人権を意識した生徒指導:「ていねいに聴き、心を込めて対応する」 (2) 学力向上:「基礎基本の学習をしっかりと定着させる」 (3) 指導力の向上:「ていねいに伝え、心を込めて指導する」 (4) 安心・安全の向上:「ていねいに観察し、心を込めて対応する」

学校生活のキーワード ： 「ていねいな指導」「TEAM HIMURO」

◎ 学習指導、生活指導、配慮を要する児童への指導、保護者との対応等、全ての教育活動において「ていねい」に取り組む。全職員が丁寧さと合理性を両立させる判断のもと行動する。

◎ 校長を始め職員それぞれが使命感と責任感を持ち、「報告・連絡・相談」を欠かすことなく、すべての職員の協業により「TEAM HIMURO」として(学校としての取り組み、学校としての指導)学校教育の全てに携わる。

◎家庭とのていねいな報告・連絡・相談を通じて連携を密にし、保護者との理解のもと、個に応じた指導を行う。

1 本年度の重点的な取り組み課題

(1) 心の成長を意識した生徒指導「ていねいに聴き、心を込めて対応する」

①子どもの気持ちに寄り添い、ていねいに聴くことで、子どもの不安をやわらげ、丁寧に行動することにより解決に繋げてあげることで、子どもにとって頼れる・信頼できる教職員であり続けることができます。

②ていねいに聴くことは子どもに対するリスペクトであり、子どもが自分の存在を認めてもらえたと感じる第一歩である.

③ていねいに聴くことを指導することは、子どもたちの学び合う姿勢を育てる基盤となります。

④ていねいに聴き、保護者と連携した生徒指導を行うことで、子どもの心の成長を促します。

(2) 学力向上・指導力の向上「基礎基本の学習をしっかりと定着させ、児童の学力向上を図る」
「ていねいに伝え、心を込めて指導する」

①ていねいにわかりやすく説明することにより、子どもの理解と定着に努めます。

②ていねいに伝えるためには事柄を詳しく知る必要があり、ていねいな準備も必要となります。

③子どもたちの相互理解は学び合う授業の前提です。ていねいに伝えることで、正しく考えや気持ちを伝えることができることを指導し、お互いの理解につなげます。

④学校での様子を保護者と共有し、理解と課題の共有を図るように努めます。

⑤教育課程や手段を長期的・全体的・普遍的な視野で考え判断するようにします。

(3) 安心・安全の向上「ていねいに観察し、心を込めて対応する」

①子どもをていねいに観察することは、精神的・身体的に学ぶ準備が出来ているかを確認します。

②子どもをていねいに観察することで、子ども一人一人の特徴を把握し、それに応じた教育につなげます。

③子ども同士もお互いをよく知り、リスペクトする態度を身につけさせ、良好な人間関係を築けるよう指導します。

2 具体的目標

(1)「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく指導する中で「生きる力」を育む

① 教職員の授業力の向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進する。教員は各ブロック年1回以上の研究授業を公開し、校内研修を充実していく。授業の中にめあてと振り返りを定着させる。

② 何よりも授業を大切にする学校をめざす。児童に知る喜び、できる楽しさを味わわせることが学校教育の最大の使命だと考え、「わかる授業」「楽しい授業」「ていねいな授業」に取り組み。推進する。

③ 一人一台のタブレット端末等のICT機器を活用した効果的な授業改善を推進するとともに、反復学習で基礎・基本の学力をしっかりと定着させ、児童の学力向上を図る。また、臨時休校時等緊急時の学びが保証できる体制を整える。

④「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭学習の意義について児童、保護者に理解を促し、一人一台のタブレット端末等のICT機器を活用するなどして家庭学習の定着を図る。

⑤ 国語科を校内研修の中心教科とし、言葉の力、話す力、きく力、書く力、読む力等の基礎的・基本的な力を定着させるとともに、児童の主体性や表現力、コミュニケーション能力の育成と、学びが深まる授業づくりをめざす。

⑥ 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びや体験的・問題解決的な学習を重視し、一人一台のタブレット端末等のICT機器や「力だめしプリント」等のツールも有効活用しながら、互いに高め合える学習集団をつくる。

⑦習熟度別学習等個に応じた指導の充実を図るとともに、専科教員による指導や学年内交換授業による教科担任制を進め、授業の質を向上させる。

⑧「自分の考えや思いを表現できると共に、ほかの人の意見も大切にできる子」を育成するため、特別の教科「道徳」を重視し、子どもたちに道徳心及び規範意識等「豊かな人間性」を育む。また地域・保護者に道徳授業の公開を行い、地域・保護者と連携して道徳教育を推進する。

⑨ 学習規律を徹底し、落ち着きのある学習環境づくりを進める。

⑩ 自主学習に取り組み、自学自習力の育成に努めるとともに、保護者と連携し、規則正しい生活習慣及び家庭学習の定着、充実を図る。
⑪「家庭学習集中期間」に宿題や自学ノート等様々な自主学習に取り組み、自学自習力の育成に努める。
⑫ 学年会や低・中・高学年部会等で、子どもたちの学力向上のための教材研究及び指導力向上に向けた取り組みを進める。
⑬ 学力向上委員会を中心に、学力向上のための各学年の取り組みをまとめ、成果及び課題の検証を行うとともに、課題の改善方法等についての研究及び実践を行う。
⑭ プログラミング教育について、系統的な指導を行えるようにする(5年生算数、6年生理科、5・6年生家庭科、6年生算数においては、教科用図書の内容に従って指導する)。研修を行い、理解を深めていく。
⑮ 英語を使ったコミュニケーション力の向上を図るため、英語を積極的に使おうとする態度を育成する授業を実践する。また新学習指導要領に沿った指導ができるよう、学年担任と JTE が連携し、氷室小学校としてのカリキュラム及び教材の見直し等に取り組む。
⑯ 幼稚園や保育等で学んできたことを基礎としてスムーズに学校生活を始められるよう、第1学年及び担外、支援担を中心にスタートカリキュラムの研究・見直し・実践に取り組む（架け橋プログラム）。
⑰ 朝読書に積極的に取り組み、読書習慣を定着させる。また、「読書ノート」の取り組みや新聞を活用した授業等の充実を図る。図書室の環境整備を進め、読書活動を推進する。
⑱ 体育の授業や体育的行事、遊びの充実を図る。
⑲ 氷室小学校の大きな特色である地域学習について、継続と質を高めるエ夫をし、氷室の自然と歴史、人材等を活かした体験教育活動や探究学習を進めていく。（地域連携）
⑳ 市主催行事への積極的な取り組み及び各種コンクール等への参加を推進する。
㉑総合的な時間に関しては発達段階に応じた教科領域横断的な学習の時間として内容を吟味し、他教科との関連も重視しカリキュラムをマネジメントする。特に SDGsの目標でもある福祉・障がい者理解やジェンダー、貧困についてなどの「人権」、エネルギー問題、ごみ問題や海洋汚染、気候変動対策などの「環境」、ものづくりやサービスの革新に寄与するAI技術や電気自動車、バイオ産業などの技術開発、それを支えるプログラミングやモノづくり、国際連携、経済活動に興味を抱かせる「キャリア」についての教育を柱とし、教科や行事とも連携し適切な教育内容を推進する。

(2) 生活指導の推進
① 生徒指導主担者を中心とした組織的な生徒指導体制を整備し、全教職員による情報や課題の共有化と組織的な取り組みを進める。特に「報告・連絡・相談」を徹底し、個人で対応するのではなく組織としてていねいな対応を行う。
② 月例職員会議で生徒指導等の情報を交流し、全教職員で児童の様子を共有する。
③ 個性と人権を尊重し、子どものエンパワーメントや、自尊感情を高め豊かなつながりを生み出すことができる生徒指導及び学級・学年集団づくりを進める。
④ めざす子ども像である「友だちなど周りの人を大切にできる思いやりのある子」「自ら正しい判断を行い、行動に移せる健康でたくましい子」を目標とし、全教科・全領域において思いやりの心を育むとともにきまりを尊重する児童の育成をめざす。
⑤ 学習規律の定着に重点的に取り組み、児童が落ち着いた雰囲気の中で学習していると感じることができるようにする。そのため、学校として定めた「学習のきまり」を全クラスで徹底し、話を聴く態度や発言の仕方等を身につけさせるとともに、学年が変わってもスムーズに学習に取り組むことができる状況をつくる。また言葉遣いに注意し、授業中は丁寧な言葉を使えるよう指導する。
⑥ 全教職員で「あいさつ運動」に取り組み、「きもちのよいあいさつ」が響く学校をめざすとともに、子どもたちが楽しい学校生活をおくるために必要な学校生活のきまりの定着に向けた取り組みを進める。
⑦ 相手を思いやる心温まる言葉が響く学級・学年集団づくりに取り組む。いじめアンケートや人権教育の実施により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めるとともに、トラブルの芽には家庭とも連携し、ていねいに対応する。
⑧ 子どもの自主性や自治能力を育て、つながりを生み出す学級集団づくりに取り組む。
⑨「笑顔あふれる学校」をめざし、「『あたりまえは』あたりまえ」に取り組む。
『あ』:「きもちのいいあいさつ」「ありがとう」「遊ぶ」　『た』:「助け合い」

『り』:「理想・夢を追い続ける」　　『ま』:「きまりを守る」「進んで学ぶ」
『え』:「笑顔」「ええこと」　　『は』:「話をていねいにきく」「早寝　早起き　朝ごはん」

⑩ 心の相談室・通級指導教室・関係諸機関と協力・連携し、必要に応じて教育相談やケース会議等を開催する。

⑪ 不登校について研修を行うとともに、不登校傾向のある児童についてアセスメントをしっかりと行い、全教職員で共通理解を図り、家庭と連携を図って一人ひとりの状況に応じた指導を行う。

⑫ 校内適応指導教室を活用し、児童の状況に応じた対応を行うとともに、リモートでに授業も積極的に活用する。

⑬ 教職員の生徒指導力・カウンセリングマインド向上等の研修に取り組む。

⑭ 非行防止教室や薬物乱用防止教室、並びに情報モラルやデジタル・シティズンシップの教育に取り組む。

⑮ 中学校や他校との生徒指導交流や連携を図る。

（常に子どもの意見をしっかりと聴き、納得をさせられる回答をする事。話を聞くスタンスは受動的ではなく、能動的であること。）

(3) 支援教育の充実及び推進

① 「共に学び　共に生きる」観点を大切にした支援教育・障がい者理解教育を進める。

② 個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、支援教育の充実を図る。

③ 支援教育コーディネーターを中心として、支援学級担任、通級指導教室担当、心の教室相談員、学級担任等がチームとして、常に家庭とも連携を図りながら子どもの自立に向け、一人ひとりの実態に応じた指導を進める。

④ 通常学級に在籍する配慮を要する児童に対しても教職員が連携し、実態に応じた支援を行う。

⑤ 個に応じた支援を行うため、研修や OJT を通じて教職員の支援教育についての理解を深めるとともに、学校における「合理的配慮」についての理解を深め、障がいのある児童も他の児童といっしょに教育を受けられるよう「基礎的環境整備」を進める。

⑥ 就学及び進学時における校種間連携や、支援学校に通う子どもとの交流を進める。

⑦ 支援教育コーディネーターを中心として、配慮を要する児童の支援学級入級に向けた教育相談を進める。

⑧ 障がいのある児童の人権を尊重することを基本に、障がい者理解を深める教育を進める。

⑨ 教職員に支援教育への理解や専門性を高める研修等を行い、ユニバーサルデザインの取り組みを進める。

(4) 人権教育及び平和教育の推進

① 教職員の人権教育研修を行い、教職員の人権感覚や人権意識を高めるとともに、児童の個性や人権を尊重した教育活動を高めるための資質や能力を養う。

② 全ての教育活動で、児童の個性や人権を尊重した教育活動を行う。

③ 児童の人権感覚や仲間意識を培うとともに、障がい者支援、新型コロナウイルス感染症や LGBT などの学習を通じて人権を尊重する社会を築こうとする児童を育てる。

④ 平和教育を推進し、命や平和を尊重するとともに平和な世界を築こうとする児童を育てる。

(5) 環境教育の推進

① 様々な教科、教育活動を通じ、我々の生活と地球環境の関係についての関心・理解を深め、持続可能な社会の理解と、その実現に向け自ら行動ができるよう環境教育に取り組む。

② 学校周辺の豊かな自然を利用した体験学習を通じて、人間と自然とのかかわりを実感できる活動を積極的に行う。

(6) 食育の推進

① 子どもたちの食への関心や理解を高め、望ましい食習慣を育む食育に取り組む。

② 食物アレルギーに対する研修を行い、知識及び対応方法等を身につける。特に、アナフィラキシーショッ

クについては、万一の場合も想定されるため、エピペン等で適切に対応できるよう学校全体で体制を整え、事故防止に努める。

③ 必要に応じて食物アレルギー対応委員会を開催し、常に配慮を要する児童について全教職員で共通理解を図る。

④ 食物アレルギー対応委員会で保護者との面談を行い、家庭と連携して食物アレルギー対応を行う。

(7) 学校の危機管理体制の確立と子どもの安心・安全の確保

① 常に危機意識を持って危機管理体制を見直し、整備し、充実を図り、教職員の危機意識を高め、安全で安心な学校の確立をめざす。

② 児童の健康管理や学校事故防止等、保健安全指導の充実を図る。校内安全や交通安全、防犯・防災等、安心で安全な環境づくりに努める。特に、「ケガを減らす」ことに重点的に取り組み、学校事故を減らすために組織的な取り組みを進める。

③ 自然災害、防犯、防火等の安全・防災教育及び避難訓練を実施する。また、参観時に緊急時の児童引き渡し訓練を行う。

④ 新型コロナウイルス感染症についてはマスクの徹底や手指消毒、健康観察などを徹底するとともに、最新の動向にも注意し、教育活動や行事を精選するなど感染拡大防止に努める。

⑤ 緊急時の児童データ(写真を含む)の整備、メール配信システムの更新等学校の危機管理体制の点検と整備を行う。

⑥ 交通安全教室を実施し、地域と連携した通学路の安全点検や学期1回の防犯見守り集団下校活動に取り組む。

⑦ 教職員の危機管理能力及び子ども自身の危険予知、危機対応力の向上に取り組む。

⑧ 子どもの健康維持・増進を図るため保健指導及び保健教育の推進を図り、良い生活習慣を定着させる。

⑨ 通学路及び学校施設・設備等の安全点検ならびに適切な維持管理を行う。学校施設・設備については、老朽化対策を進める。

⑩ 緊急連絡の手段としてミルメールへの登録を呼びかけ、全家庭の登録をめざし、タイムリーな情報発信を行う。

⑪ 保護者、地域、関係機関等と連携・協力し、安全・安心な地域環境づくりに取り組む。

⑫ 学校事故に対する組織的な取り組みを推進する。

(8) 地域に開かれ、地域に根ざした教育の推進

① 地域の特色(人・施設・自然・歴史等)を活かした体験的活動や探究的な学習等地域教育を推進する。

② 参観・懇談会及びオープンスクールを実施する。また、懇談会への積極的な参加を働きかける。

③ PTA や地域と連携し、子どもの安全確保やあいさつ運動、世代間交流を進める。

④ 氷室祭等 PTA 及び地域行事への協力・参加を行う。

⑤ 学校運営委員協議会を設置し、コミュニティ・スクール推進事業を推進する。

⑥ 学校保健委員会を設置し、地域・保護者と連携して学校保健委員会に取り組む。

⑦ 学校アンケートを実施し、課題を明らかにするとともに課題解決に向けた取り組みを進める。

⑧「学校だより」「ブログ」「ミルメール」等学校からの情報発信の充実を図る。

(9) 子どもたちの育ちと学びの連続性の確立に向けた校種間連携の推進

① 小中一貫事業の推進

・ 夏期合同研修会及び合同授業研究会、教科部会等に杉中ブロック(杉中、藤阪小、菅原東小、氷室小)で組織的な取り組みを進める

・ 新学習指導要領に則り、学級担任及びJTEが連携し、また英語専科と中学校英語教員による高学年での英語学習及び中学年での外国語活動を進める。

・ 児童の中学校のクラブ活動見学や授業体験等の交流を行うとともに、NET の活用等を積極的に行う。

② 保幼こ小連携（架け橋プログラム）の推進

職員間の交流、園児の学校見学、給食体験、行事での園児との交流等に取り組む。

(10) 人材育成の推進

① 評価育成システム及び授業アンケート等を活用し、キャリアデザインを考慮した人材育成を進める。

② 教職員、一人一人が使命感と責任感をもって業務を推進するとともに、個々の能力を最大限に発揮できるような職場風土を構築する。

③ 教職員の協業を推奨し、OJT におけるシナジー効果を高めるとともに、経験に応じた研修を実施し、初任者や経験の浅い教員の成長を促すとともに、次期リーダーを育成する。

(11) 明るく働きやすい職場環境づくり

① 常に教育公務員としての自覚と責任、人権意識を持って職務にあたり、服務規律を徹底し、児童や保護者の信頼と信託に応える。

② 常に教職員が人権意識を高く持ち、体罰、わいせつ行為、ハラスメント、個人情報漏洩、飲酒運転、公費の不正受給及び不正使用等の不祥事を未然防止できるよう、研修を実施するとともに日頃から声をかけ合える職場風土を醸成する。(修学旅行、宿泊学習については業者選定の方法に注意。)

③ 心身の健康に配慮した明るく働きやすい職場環境づくりを進める。

④ 職員一人一人がチームの一員としての自覚を持ち、相手をリスペクトすることで、職場における同僚性及び協働性を保ちながら全員がリーダーシップを発揮できる組織風土の醸成に努める。

⑤ 教職員が余裕をもって児童と向き合う時間を確保し、果たすべき役割を果たすことができるよう、「学校における働き方改革」を計画的に進める。

⑥緊急連絡の手段としてミルメールへの登録を呼びかけ、全家庭の登録をめざし、タイムリーな情報発信を行う。また、Googleフォームなどを活用し、健康観察カードや各種アンケートの回収、分析の効率化を図るなど、業務の効率化を図る。
(常に心を平常に保つように心がけ、かっとなるようなことがないように感情のセルフコントロールを心がける)

3 学校運営の組織

校長が示す学校運営や教育活動の目標及び課題を共有し、その達成のため校務分掌を整え、主任、主担者を中心に、計画的、組織的かつ効率的で円滑な学校運営及び教育活動を進める。

(1) 職員会議は校長が主宰する。

(2) 学校の円滑な運営に資するため、校務調整機関として企画運営委員会を充実させる。

(3) 教職員の同僚性、協働性を醸成することにより、学校組織の活性化と前向きで実践的な教育活動を行う。

(4) 常に、国・府・市、地域や社会の動向・情報を的確に把握し、学校運営組織の改善を行う。

(5) 学校が1つのチーム「TEAM HIMURO」として、教育活動の全てに携わっていることを常に意識して行動するとともに、「TEAM HIMURO」として行動できているかについて振り返りを行う。

① 目的が共有され、ベクトルがそろっている
② 互いに信頼関係が構築されている
③ 互いの考えを交流し、切磋琢磨できる
④ 一人ひとりが自分の仕事に、最後まで責任を持って取り組める
⑤ 互いに関心を持ち、協力し合える
⑥ 一人ひとりの個性や持ち味を認め合える
⑦ 報・連・相ができる
⑧ 新しいことに挑戦できる

(6) 「0学期」の実施

① 新年度に向けた体制及び準備を充実させるため、2月以降を「0学期」とする。

② 年度末反省等の時期を1月とし、新年度に向けた準備期間(2~3月)を設ける。

③ 各部・学年からの反省については、12 月末にまとめる。